

令和2年4月8日

保護者の皆様へ

岸和田市教育委員会

緊急事態宣言に伴う外出自粛要請ならびに
4月9日から5月6日までの教育活動の停止について

平素は学校園の運営にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

このたび、新型コロナウイルス感染の急拡大を受け、国から緊急事態宣言が出され、大阪府から5月6日まで教育活動を停止するよう要請がありました。

これを受け、本市においても、4月9日から5月6日まで、市内全公立小学校・中学校・産業高校ならびに公立幼稚園において教育活動（登校日の設定、部活動を含む）は行わないこととします。

なお、市長の要請により、児童生徒・園児を学校園で受け入れることとしますが、「緊急事態宣言」の主旨を十分ご理解いただき、真にやむを得ない事情がある場合に限り、受け入れを行います。

新型コロナウイルスの感染者数が急増し、経路がわからない感染者数が増えている非常に緊迫した状態であり、感染拡大を防止するための措置ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

一人ひとりの行動が、多くの人たちの感染を食い止め、命を救うことにつながります。

緊急事態であることを認識し、子どもたちに不要不急の外出はさせないよう、ご家庭においてご指導いただきますようお願いいたします。

記

1. 子ども広場及び学校開放について

「緊急事態宣言」の主旨を十分ご理解いただき、真にやむを得ない事情がある場合に限り、学校で受け入れを行います。

毎朝自宅で検温し、風邪症状があれば、軽くても自宅で休養し、登校させないようにしてください。

《子ども広場について（土日祝等を除く）》

- ・小学校1・2年生 8時30分～13時
- ・小学校3・4年生 8時30分～14時
- ・小学校5・6年生 8時30分～15時

登校する場合は、必ず8時以降に学校へ電話連絡をし、安全確保のため、保護者の責任により登下校させてください。また、自主学習できるものを持参させてください。

お昼ご飯を持参できない児童には、給食を提供します。ただし新小学1年生については、4月16日から給食提供を開始します。

《学校開放について（土日祝等を除く）》

感染防止策を講じたうえで、各中学校のグラウンド及び体育館を居場所の一つとして提供します。利用時間：9時～15時まで。

利用する場合は、学校に電話連絡をし、各校所定の場所に届け出てください。

2. 幼稚園のアフタースクール（預かり保育）について

「緊急事態宣言」の主旨を十分ご理解いただき、真にやむを得ない事情がある場合に限り、8時30分～18時まで利用できます。

3. チビッコホーム（学童保育）について

上記1の小学生の下校時間後、登録のある児童は利用できます。